

平成 29 年度事業計画

I 基本方針

国では、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化、経営所得安定対策等や米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大などに取り組むこととしている。併せて、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮するため、国際競争力のある産地イノベーションの促進等を図ることとしている。

本協議会においては、こうした動きと連動し、経営所得安定対策等を活用して、需要に応じた米の生産や、園芸作物、麦及び大豆等の生産振興など水田フル活用の取組を進めるとともに、地域農業マスタープランに基づいて、農地の集積・集約化等による中心経営体の育成に取り組む。

また、米政策の見直しに的確に対応するため、県全体で需要に応じた米生産を行う体制づくりを進める。

さらに、産地パワーアップ事業の活用を促進し、園芸産地の収益性向上への取組等を支援する。

○ 米の生産数量目標（国からの配分）

区 分	平成 28 年産	平成 29 年産
生産数量目標 (面積換算値)	268,321 トン (50,342ha)	265,432 トン (49,706ha)
自主的取組参考値 (面積換算値)	265,432 トン (49,800ha)	264,710 トン (49,571ha)

○ 担い手育成・確保に関する指標

区 分	平成 27 年度実績	平成 29 年度目標
認定農業者の基本構想所得水準 到達者割合（5 か年平均）	29%	28%
法人化した集落営農組織割合 (累計組織数)	36% (152 法人)	50% (209 法人)
新規就農者数 ^{※1}	208 人/年	260 人/年
農地利用集積面積	85,139ha	91,200ha

※1：新規就農者数は、各年度（単年度）における数値

※2：平成 28 年度実績は取りまとめ中

○ 農地の有効利用に関する目標

区 分	平成 27 年度実績	平成 29 年度目標
荒廃農地面積	5,758ha	5,200ha

※1：「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の実績値

※2：平成 28 年度実績は取りまとめ中

II 具体的な取組

1 経営所得安定対策等の取組促進

(1) 制度の推進

地域農業再生協議会担当国会議の開催や各種メディアの活用等により事業内容・各種手続方法等の周知徹底を図る。

① 地域農業再生協議会担当国会議（6月）

② 経営所得安定対策等の加入促進

ア マスタープランに位置付けられた中心経営体を認定農業者へ誘導（相談会や個別訪問による制度の周知、経営改善計画の策定支援等）（4～6月）

イ 経営所得安定対策等の加入申請について新聞広告に掲載（1月（1回））

(2) 地域農業再生協議会活動の支援

市町村段階の円滑な制度運用に向け、事務局員（現地駐在）と連携した地域農業再生協議会への事務指導・助言等を行う。

(3) 米政策の見直しへの対応

本協議会における米政策の見直しへの対応方針に基づき、県全体で需要に応じた生産に取り組む状況になるよう、地域農業再生協議会に対する推進活動を行う。

① 地域農業再生協議会との意見交換の実施（米政策の見直しへの対応方針の推進上の課題等）（平成29年6月～7月）

② 水田農業の推進に関する会議の開催（市町村別の生産目安の提示、地域協議会の取組状況の共有等）（平成29年12月）

③ 地域農業再生協議会との意見交換の実施（国の30年度予算概算決定等）（平成30年1月）

④ 地域における30年産主食用米及び転作作物の作付け計画（地域水田活用計画）の取りまとめ（平成30年3月）

(4) 地域の水田の有効活用に向けた取組支援

「いわての美味しいお米生産販売・戦略」（平成27年2月策定）の実践を進めるとともに、産地交付金を活用した地域振興作物の推進や麦・大豆の栽培研修会の開催、園芸作物の生産性向上技術の普及等の取組を支援する。

① 水田農業の生産性向上等の支援

ア 稲作生産コスト低減研修会の開催

イ 飼料用米や園芸品目の作付拡大に係る県推進メニューの活用促進など、水田の有効活用に向けた産地交付金の活用に係る地域農業再生協議会への指導・助言

ウ 麦・大豆の生産性向上等に向けた研修会の開催

② 園芸作物の導入拡大等の支援

ア 水田を活用した園芸品目の新規導入に係る地域農業再生協議会への指導・助言

イ 担い手農家の規模拡大に向けた省力機械の導入や大規模ハウスの導入の支援

(5) 農地再生利用に向けた取組

農地の有効利用を促進するため、地域農業再生協議会等に対し、会議等の開催、現地巡回、情報提供などを通じ、諸対策の活用等による農地再生利用に向けた助言・指導を行う。

また、農地パトロール、農地の日、耕作放棄地発生防止・解消事例の収集・提供・表彰など、県・地域協議会構成機関・団体が実施する耕作放棄地解消に向けた取り組みと一体的に活動を行う。

(6) 収入減少影響緩和対策の資金管理

収入減少影響緩和交付金に係る生産者の積立金管理を行う。

2 担い手の育成・確保

(1) 地域農業マスタープランの充実・実践への支援

地域再生協議会と連携して、農地中間管理事業の活用による中心経営体への農地集積や、新たな営農展開に向けた具体的な取組を進めるため、マスタープランの充実・実践を支援する。

- ① 農地の集積・集約化に向けた地域の話し合いの促進(4月、10月)
- ② 各市町村に設置した「実践モデル地区」の活動事例を条件が類似する地区へ波及させるよう関係機関で情報共有
- ③ マスタープランの着実な実践に向けた工程表の作成誘導(4月、10月)

(2) 経営体育成に向けた支援

中心経営体に位置づけられる農業経営体の経営管理能力の向上に資する研修会等を開催する。

- ① 認定農業者をはじめ、地域農業をけん引する経営体等を対象とした自己研さん・相互研さんのための場づくり及び経営力向上研修等の開催
- ② 集落営農組織経営力向上講座の開催(県内4地域及び県域)
- ③ 農業経営力向上支援事業(国庫)を活用した集落営農組織の法人化の支援
- ④ 行政機関、農業団体及び経営に関する専門家団体で構成する「岩手県農業経営力向上支援連絡会議」のもと、農業経営体の経営力向上に関する支援を実施
- ⑤ 全国優良経営体表彰への推薦(7月)

(3) 農地の利用集積に向けた取組

農地中間管理機構と連携して、農業者等への事業の周知に必要な情報等を地域農業再生協議会に提供する。

3 耕作放棄地解消対策

耕作放棄地再生利用交付金の活用が平成30年度までとなるため、地域協議会と連携し、要望を掘りおこしながら、荒廃農地の再生等を支援する。

4 施設園芸等燃油価格高騰対策

燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に燃油価格差補填金を交付する。

- ① 支援対象者の公募（4月～6月）
- ② 施設園芸用燃油価格差補填金に係る補填積立金の積立（8月）
- ③ 施設園芸用燃油価格差補填金の交付対象期間（11月～4月）

5 産地パワーアップ事業

水稻や園芸作物等について、地域の営農戦略となる産地パワーアップ計画を作成し、産地の生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組等を支援する。

- ① 産地パワーアップ計画（広域分）の作成（4～8月）